

家電リサイクル製品の品目追加

家電リサイクル法に基づく家電製品の対象品目に液晶式・プラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加され、4月1日以降の処分には、リサイクル料金が必要となります。

【主要メーカーの家電リサイクル料金】

(税込み)

エアコン (室外機含む)	2,625円	
テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式)	15型以下	1,785円
	16型以上	2,835円
冷蔵庫・冷凍庫	170ℓ以下	3,780円
	171ℓ以上	4,830円
洗濯機・衣類乾燥機 (ガス式含む)	2,520円	

※ メーカーによって料金が異なる場合があります。処分については、買換え時または購入したお店に依頼してください。

市に処分を依頼する場合は、郵便局で家電リサイクル料金を支払った後、リサイクルセンターに直接搬入されるか、市の粗大ごみ有料収集サービスへ申し込んでください。

市で処分する場合は、家電リサイクル料金とは別に一点につき、3千円の手数料が必要です。

粗大ごみの有料収集サービス

- ◎とき 3月15日(日)
午前9時～11時
- ◎料金 1回の収集につき千円と40kgを超えた場合は処理料金を加算
※このほか、毎週水曜日の午後にも行っています。

家庭系可燃ごみの受入

- ◎とき 3月15日(日)
午前9時から正午
- ◎搬入・問合せ先
 - ◇清掃センター (☎42-3803)
古紙類、可燃ごみ、せん定枝木、刈草、粗大ごみ(衣類・布団など)
 - ◇リサイクルセンター (☎45-8626)
ビン缶類、不燃ごみ、有害ごみ(電池・蛍光管など)、粗大ごみ(家具類など)
- ※分別した状態で搬入してください。

『在宅医療廃棄物』の処分方法

家庭で行われる医療行為に伴い発生する一般廃棄物の処分は次のように決められました。



① 医療機関に持参するもの

市のごみ収集には出さないでください。



ペン型自己注射針



注射器



インスリン自己注射筒



血糖自己穿刺針



点滴回路

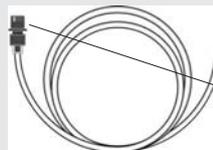
② 市が可燃ごみとして収集できるもの



バッグ類



③ 分別等の処理をした上で市が収集できるもの



チューブ類



「チューブ」の部分は60cm以下に切り、「可燃ごみ」として処分

「硬質プラスチック」の部分は取り外して、「不燃ごみ」として処分